

山運輸第279号の2
令和5年10月2日

一般乗用旅客自動車運送事業者 殿

山形運輸支局長
(公印省略)

今年度の準特定地域の指定の解除の取扱いについて

標記について、自動車交通部長より別添のとおり事務連絡がありましたので、了
知願います。

事 務 連 絡

令和5年9月29日

山形運輸支局長 殿

自動車交通部長

今年度の準特定地域の指定の解除の取扱いについて

標記について、令和5年9月28日付けで自動車局旅客課長より別添のとおり事務連絡があったので了知されるとともに、関係団体等に対し周知されたい。

事務連絡
令和5年9月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

今年度の準特定地域の指定の解除の取扱いについて

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、「準特定地域の指定等について」（平成26年1月24日付け国自旅第402号）（以下「本通達」という。）を定めるとともに、令和2年度から令和4年度における準特定地域の指定の解除については、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の影響により輸送実績が急減している地域における準特定地域の指定の解除の取扱いについて」（令和2年9月16日付け国自旅第217号、令和3年9月17日付け国自旅第221号、令和4年9月21日付け国自旅第232号。以下、「解除凍結通達」という。）により取り扱ったところであるが、今年度における準特定地域の指定の解除については、下記のとおり取り扱うこととしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、所要の措置を講じられたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

今回集計した令和4年度輸送実績については、新型コロナウイルス感染症が2類相当下の実績であり、コロナ前の輸送実績までは回復していない状況である。

しかしながら、令和2年度、令和3年度と比較すると輸送実績は回復傾向にあり、本年10月以降を見据えると令和2年度から4年度に発出してきた解除凍結通達にある、「指定を解除することによって供給過剰となるおそれがある」とはいえないことから、今年度は解除凍結通達を発出しない。

(別添)
事務連絡
令和5年9月28日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
一般社団法人 全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

今年度の準特定地域の指定の解除の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、傘下会員に対し周知されたい。